

# ドイツ、フランスにおける 定年制と年金支給開始年齢について

平成24年3月22日  
国家公務員制度改革推進本部事務局

## ドイツ、フランスにおける定年制と年金支給開始年齢について ①

- \* 諸外国の定年と年金支給開始年齢を参照するに当たっては、官民の法制や労使関係等が各国ごとに異なることに十分留意しつつ、幅をもって見る必要がある。
- \* データ上の制約から本資料では先進諸国のうち英米独仏の4か国のみを取り上げた。

(ページ)

○ 英米独仏における公務員年金制度の概要	2
○ 諸外国の高齢者雇用対策等の概況	4
○ ドイツにおける定年と年金支給開始年齢	5
○ フランスにおける定年と年金支給開始年齢	6

# ドイツ、フランスにおける定年制と年金支給開始年齢について ②

## 英米独仏における公務員年金制度の概要 1/2

(2011年現在の状況について人事院にて調査)

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
定年制度	<p>定年年齢はない</p> <p>【例外】 航空管制官(56歳) 外交官(65歳) など</p>	<p>定年年齢はない (2010年4月から定年制は廃止)</p>	<p>65歳 (2012年から2029年にかけて段階的に67歳に引き上げられる)</p> <p>【例外】 警察官等(60歳) (2012年から2024年にかけて段階的に62歳に引き上げられる)</p>	<p>65歳 (2016年から2023年にかけて段階的に67歳に引き上げられる)</p> <p>【例外】 危険を伴う職員群等(55歳～60歳) (2016年から2023年にかけて段階的に57歳～62歳に引き上げられる)</p>	<p>60歳</p> <p>【例外】 一部官職の特例定年(61歳～65歳)</p>
年金制度	<p>公務員年金(注2)</p> <p>【支給開始年齢】 55歳(30年以上勤務) 60歳(20年以上勤務) 62歳(5年以上勤務)</p> <p>【支給額】 最も高い連続する3年間の平均給与の72.25%(38年勤務の場合)</p>	<p>国民保険 + 公務員年金</p> <p>【支給開始年齢】 ・国民保険 男65歳 女60歳 (2046年にかけて段階的に68歳に引上げ中)</p> <p>・公務員年金 60歳(注3)</p> <p>【支給額】 ・国民保険 夫婦で週163.35ポンド 単身で週102.15ポンド</p> <p>・公務員年金 退職時給与の47.5%の年金と年金の3年分の一時金(38年勤続の場合)</p>	<p>恩給制度</p> <p>【支給開始年齢】 原則65歳 (2012年から2029年にかけて段階的に67歳に引き上げられる。 定年前に63歳以降で退職した場合は減額支給)</p> <p>【支給額】 恩給算定基礎額(退職時給与×0.9951)の68.16%(最終昇任後2年未満の場合は従前官職の給与) (38年勤続の場合)</p>	<p>公務員年金</p> <p>【支給開始年齢】 60歳 (2018年にかけて段階的に62歳に引上げ中)</p> <p>【支給額】 退職前6月の俸給年額の66.98%(38年勤続の場合)</p>	<p>基礎年金 + 共済年金</p> <p>【支給開始年齢】 ・基礎年金 65歳 ・共済年金 60歳 (2013年から2025年にかけて段階的に65歳に引き上げられる)</p> <p>【支給額】 ・基礎年金 年78.89万円 ・共済年金 勤続期間中の平均給与(平均標準報酬)及び勤続年数を基に算出</p>

# ドイツ、フランスにおける定年制と年金支給開始年齢について ③

## 英米独仏における公務員年金制度の概要 2/2

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
退職給付の最終年収に対する割合(注1)					
事務次官級	—	56.0%	67.8%	—	32.9%
局長級	72.3%	57.0%	67.8%	67.0%	36.3%
課長級	72.3%	58.2%	67.8%	67.0%	35.7%
課長補佐級	72.3%	63.1%	67.8%	67.0%	45.7%
係長級	72.3%	67.2%	67.8%	67.0%	49.1%

(注1) 「退職給付の最終年収に対する割合」は、勤続38年、年金満額支給年齢で退職した場合に受給する退職給付(年金年額に加え、退職一時金が支給される日本及びイギリスについては退職一時金を年金換算した額を含む。)の退職前の最終年収に対する割合。2011年現在の退職給付年額及び最終年収を基に、人事院において試算したもの。

(注2) 1983年以前の採用者に適用される年金制度である。

(注3) 2007年7月30日以降に採用された者に対しては、新しい公務員年金制度が適用され、その支給開始年齢は65歳とされている。

出典: 人事院「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」  
参考資料(2012年3月7日) ※様式のみ一部変更

# ドイツ、フランスにおける定年制と年金支給開始年齢について ④

## 諸外国の高齢者雇用対策等の概況

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
年金制度	<p>厚生年金 定額部分：男性64歳 女性62歳(※1) 報酬比例部分：60歳(※2)</p> <p>※1 男性は2013年度に、女性は2018年度に65歳に引上げ ※2 男性は2025年度に、女性は2030年度に65歳に引上げ</p>	<p>66歳</p> <p>※2021年から1年に2ヶ月ずつ段階的に引上げ、2027年に67歳となる。</p>	<p>男性65歳 女性60歳</p> <p>※女性は2010～20年にかけて段階的に65歳に引上げ 男女ともに2024～46年にかけて段階的に68歳に引上げ</p>	<p>65歳</p> <p>※2012～29年にかけて段階的に67歳に引上げ</p>	<p>60歳</p> <p>※2018年までに段階的に62歳に引上げ ※現行65歳の満額受給年齢を2023年までに段階的に67歳に引上げ</p>
高年齢者雇用対策	<p>○定年を定める場合は、60歳を下回ってはならない。</p> <p>○ 65歳までの定年引上げ、継続雇用制度の導入等(高年齢者雇用確保措置)の実施義務(※)</p> <p>○募集・採用における年齢制限の禁止</p> <p>※ 高年齢者雇用確保措置の上限年齢は、厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げに合わせて引き上げられることになっており、現在64歳、2013年4月から65歳</p>	<p>○「雇用における年齢差別禁止法」により、採用、解雇、賃金などあらゆる面において、年齢による差別が禁止されている。 原則として年齢による強制退職は許されない。</p>	<p>○ 雇用及び訓練等における年齢差別を禁止</p> <p>○ 原則的な退職年齢は65歳とするが、労働者にそれを超えて就労を請求する権利を付与し、使用者はそれを考慮する義務を有する。</p>	<p>○ 雇用及び訓練等における年齢差別を禁止</p> <p>○ 65歳未満の退職年齢の定めは65歳と見なされる。</p>	<p>○ 雇用及び訓練等における年齢差別を禁止</p> <p>○ 満額年金の受給権者以外については、年齢を理由に退職を強制することはできない。</p>

(引用者注)ドイツの「65歳未満の退職年齢の定めは65歳と見なされる」の部分は、現在67歳に段階的に引き上げ中

出典：厚生労働省 今後の高年齢者雇用に関する研究会 第2回会合資料1(2010年12月13日)

## ドイツ、フランスにおける定年制と年金支給開始年齢について ⑤

### ドイツ

- 官吏については、定年年齢と恩給支給開始年齢がリンクしている。
- 非官吏・民間労働者については、労働者が年金受給年齢に達した際に解雇通知なしに雇用関係を終了することを定めた労使合意等が定年とされ、定年年齢と年金支給開始年齢がリンクしている。

※ 官吏の定年及び恩給支給開始年齢、非官吏・民間労働者の年金支給開始年齢は、いずれも段階的に67歳に引上げ

#### 《官吏》

定年は65歳で、自己申告により63歳以降に早期退職することも可能となっており、また、警察官や消防官の定年は60歳等、特例定年が定められている職種もある。

恩給は、5年以上勤務した官吏が定年で退職した場合、又は、勤務不能により退職した場合に、それぞれその時から支給される。

出典：村松岐夫編著「公務員制度改革」(2008) ※下線は引用に際して付した。

#### 《非官吏・民間労働者》

##### (3) 定年に関する法制度

労働者が年金を受給できる年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意(以下、「定年制」という)は、社会法典第6編(年金保険)第41条(注33)を根拠に合法と見なされている。また、2006年8月に施行された一般雇用機会均等法第10条第5項においても定年制は例外事項として列挙されている(4(2)dイ(ア) v)。

実態面でも、労働者の40%は、一定年齢(ほとんど65歳)に達することにより労働関係が終了する労働協約が適用されている(JIL(2001) 苧谷 秀信『ドイツの労働』P153)。

(注33) 労使で合意して取り決めた65歳未満定年は原則として65歳定年とみなされるとしている。

(引用者注)労働協約、労働契約等に定年制の定めがない場合は、法律に定める解雇事由や解雇手続の遵守が必要。

出典：厚生労働省「2005～2006年 海外情勢報告」 ※下線は引用に際して付した。



## ドイツ、フランスにおける定年制と年金支給開始年齢について ⑥

### フランス

- 公務員、民間労働者ともに、定年年齢(自動退職年齢)が年金支給開始年齢を上回っている。
- 民間労働者については定年年齢(自動退職年齢)を70歳に引上げ済み。公務員については定年年齢を67歳に引上げ中。

#### (4) 定年に関する法制度

##### a 概要

引退には、使用者主導の引退と労働者の自主的引退の2つのケースがある。  
使用者主導の引退の場合、労働者が65歳に達すると無条件で退職させることができる。

出典：厚生労働省「2005～2006年 海外情勢報告」

#### 《2010年の年金制度改革》

2010年の公的年金制度改革に先行して…雇用主が年齢を理由に従業員を退職させることができる年齢(自動退職年齢)が65歳から70歳に引き上げられた。…(なお、2009年までは例外的措置として、労使協定に規定されている場合は年金満額受給要件を満たしている60歳から64歳の従業員を雇用主が退職させる決定権が認められていたが、2010年1月以降はそのような規定は効力を失っている。従って、65歳未満でいわゆる定年退職をする場合は、従業員が自主的に退職を選択するのが唯一の方法である。)

#### (4) 年金改革の動向 (b サルコジ政権下の改革 (c) 2010年改革)

(前略)2010年6月に公表された政府の改革案の概要は以下のとおりである。

##### ① 被用者間の公平な努力の分担による就労期間の延長

- ・年金受給開始年齢を現在の60歳から1年に4か月ずつ引き上げ、2018年に62歳とする。満額受給年齢も同様に現在の65歳から67歳に引き上げる。
- ・制度・職種により異なる公務員制度の受給開始年齢も原則として2歳引き上げる

(以下略)

出典：厚生労働省「2009～2010年 海外情勢報告」 ※下線は引用に際して付した。